

下級裁判所の判事・判事補の定員・現在員等内訳

	判事			判事補					五大弁護士 事務所の 採用者数
	定員	現在員	欠員	定員	現在員	欠員(A)	任官者(B)	A-B	
平成27年度	1,953	1,915	38	1,000	817	183	91	92	154
平成28年度	1,985	1,958	27	1,000	794	206	79	127	156
平成29年度	2,035	1,946	89	977	813	164	66	98	188
平成30年度	2,085	1,972	113	952	779	173	83	90	194
令和元年度	2,125	1,996	129	927	779	148	77	71	214
令和2年度	2,155	2,027	128	897	747	150	66	84	212
令和3年度	2,155	2,046	109	897	715	182	73	109	211
令和4年度	2,155	2,066	89	857	681	176	76	100	210
令和5年度	2,155	2,078	77	842	676	166	82	84	249
令和6年度	2,155	2,057	98	842	673	169			
令和7年1月	2,155	2,126	29	842	600	242			

* 現在員は、12月1日現在である(ただし、令和7年は1月16日現在)。

* 任官者は、12月2日から翌年12月1日までの数で、弁護士からの任官者を含む。

* 77期は令和7年4月に任官予定であり、令和6年度の判事補任官者は0人。

* 令和7年1月16日に、判事補から判事に72人任官した。

* 五大弁護士事務所の採用者数は、平成29年度から令和3年度までは、株式会社ジュリスティックスのホームページ(ジュリナビ)、令和4年度及び令和5年度は、各弁護士事務所のホームページに各掲載の情報に基づくものである。

出典：最高裁判所事務総局作成資料

令和7年3月14日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

司法試験受験資格別受験・合格状況

	司法試験受験者数				司法試験合格者数			
	合計	法科大学院 修了資格	在学中 受験資格	予備試験 合格資格	合計	法科大学院 修了資格	在学中 受験資格	予備試験 合格資格
					合格率	合格率	合格率	合格率
平成18年	2,091	2,091			1,009	1,009		
					48.25%	48.25%		
平成19年	4,607	4,607			1,851	1,851		
					40.18%	40.18%		
平成20年	6,261	6,261			2,065	2,065		
					32.98%	32.98%		
平成21年	7,392	7,392			2,043	2,043		
					27.64%	27.64%		
平成22年	8,163	8,163			2,074	2,074		
					25.41%	25.41%		
平成23年	8,765	8,765			2,063	2,063		
					23.54%	23.54%		
平成24年	8,387	8,302		85	2,102	2,044		58
					25.06%	24.62%		68.24%
平成25年	7,653	7,486		167	2,049	1,929		120
					26.77%	25.77%		71.86%
平成26年	8,015	7,771		244	1,810	1,647		163
					22.58%	21.19%		66.80%
平成27年	8,016	7,715		301	1,850	1,664		186
					23.08%	21.57%		61.79%
平成28年	6,899	6,517		382	1,583	1,348		235
					22.95%	20.68%		61.52%
平成29年	5,967	5,567		400	1,543	1,253		290
					25.86%	22.51%		72.50%
平成30年	5,238	4,805		433	1,525	1,189		336
					29.11%	24.75%		77.60%
令和元年	4,466	4,081		385	1,502	1,187		315
					33.63%	29.09%		81.82%
令和2年	3,703	3,280		423	1,450	1,072		378
					39.16%	32.68%		89.36%
令和3年	3,424	3,024		400	1,421	1,047		374
					41.50%	34.62%		93.50%
令和4年	3,082	2,677		405	1,403	1,008		395
					45.52%	37.65%		97.53%
令和5年	3,928	2,505	1,070	353	1,781	817	637	327
					45.34%	32.61%	59.53%	92.63%
令和6年	3,779	2,072	1,232	475	1,592	471	680	441
					42.13%	22.73%	55.19%	92.84%

出典：法曹養成制度改革連絡協議会(第24回)配布資料より抜粋

令和7年3月14日(金)衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛(立憲民主党)

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験（以下「予備試験」という。）は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

出典：司法試験法 条文より抜粋

- ⑦ 法曹を目指す者の選択肢を狭めないよう、司法試験の本試験は、法科大学院修了者であるか予備試験合格者であるかを問わず、同一の基準により可否を判定する。
- また、本試験において公平な競争となるようにするため、予備試験合格者数について、事後的には、資格試験としての予備試験のあるべき運用にも配意しながら、予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させるとともに、予備試験合格者数が絞られることで実質的に予備試験受験者が法科大学院を修了する者と比べて、本試験受験の機会において不利に扱われることのないようにする等の総合的考慮を行う。

これは、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争となることが根源的に重要であることを示すものであり、法科大学院修了者と同等の能力・資質を有するかどうかを判定することが予備試験制度を設ける趣旨である。両者における同等の能力・資質とは、予備試験で課せられる法律基本科目、一般教養科目及び法律実務基礎科目について、予備試験に合格できる能力・資質と法科大学院を修了できる能力・資質とが同等であるべきであるという理念を意味する。

法務省はこれらを踏まえ、予備試験の制度設計を行う。

出典：内閣府「規制改革推進のための3か年計画(再改定)(平成21年3月31日閣議決定)」より
抜粋した物に階事務所にて下線を記入

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会 第12期の審議のまとめ ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～（案・概要）

I. 法科大学院制度の20年の歩み

■ H13 司法制度改革審議会意見書

- ・新司法試験合格者数の年間3,000人達成を目指す。
- ・司法試験という「点」のみによる選抜ではなく、法科大学院を中核とした、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を整備すべき。
- ・法科大学院の設置認可は広く参入を認める仕組みとする。
- ・適切な機構を設けて法科大学院に対する第三者評価（適格認定）を実施。

※ 当時、行政全体が事前規制から事後チェック規制へ移行

■ H14 中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」

■ H16 法科大学院開設

法科大学院の参入を広く認めた結果、入学者数（ピーク時で約5,800人（H18））に。

一方、司法試験合格者数は、H20に2,000人に達した後、ほぼそのまま推移。

⇒ 司法試験合格率の低迷、法科大学院志願者数の減少。

■ H21～ 中教審にて法科大学院教育の質の向上、更なる充実等について審議。

⇒各法科大学院においても入学定員や組織の見直しに努める。

■ H24年度予算より、「公的支援の見直し」を導入。

（自主的・自律的な組織見直しを促すため、司法試験合格率や入学者選抜における競争倍率等の指標に基づき公的支援を減額する仕組み）

■ H25 法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」

- ・合格者数3,000人程度との数値目標は現実性を欠く。当面、数値目標は立てない。

■ H27年度予算より、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」の推進。

（先導的な取組の提案も評価に加え、よりメリハリある予算配分を行う仕組みに改善。）

■ H27 法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」

- ・法曹人口が1,500人程度は輩出されるよう、必要な取組を行う。
- ・H30年度までを法科大学院集中改革期間と位置づけ、①法科大学院の組織見直し、②教育の質の向上、③学生の経済的・時間的負担軽減を推進。
- ・累積合格率が概ね7割以上となるよう充実した教育が行われることを目指す。

■ R元 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部改正

- ① 法科大学院における教育の充実
- ② 「3 + 2」（法曹コース3年＋法科大学院2年）を幹とする制度改革
- ③ 法科大学院の定員を管理
- ④ 司法試験受験資格の見直し等（法科大学院在学中受験資格の導入）

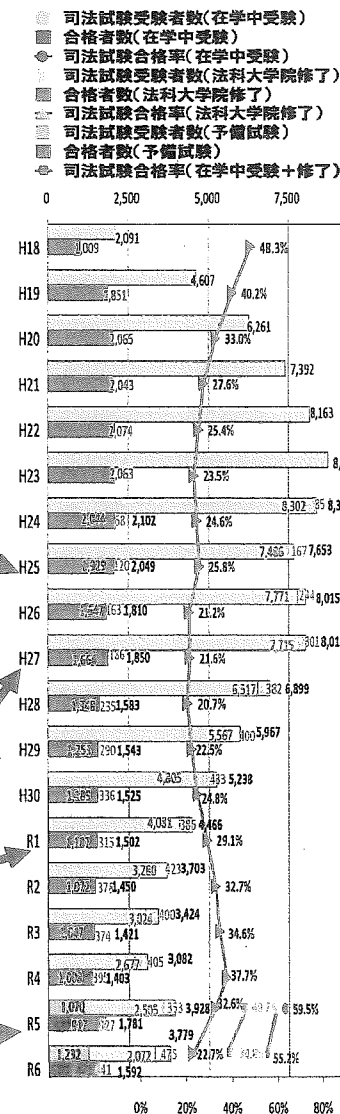
■ R2 「3 + 2」法曹コース開始

■ R5 在学中受験開始

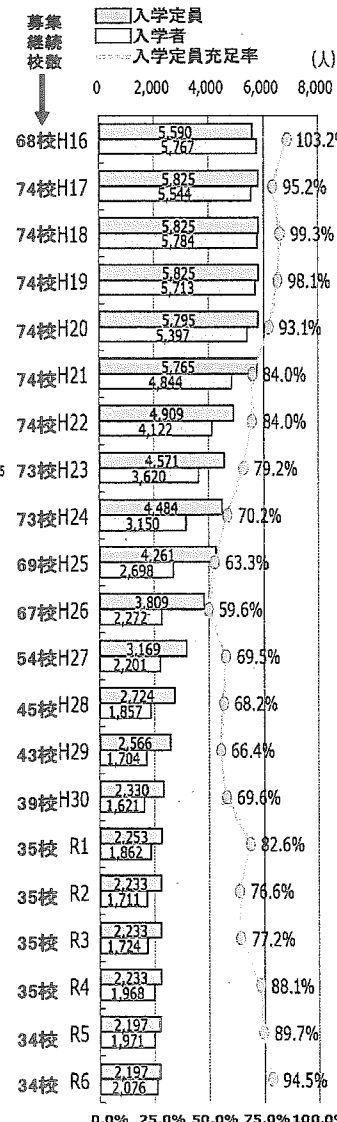
II. 現状と法曹に対する評価、法科大学院教育への期待等

1 法科大学院の現状と課題

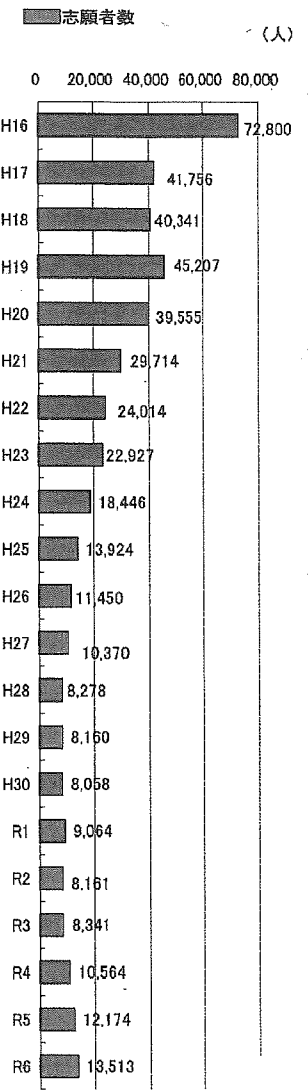
司法試験結果（単年）



LS入学定員・入学者数等



LS志願者数



出典：文部科学省作成資料

令和7年3月14日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）